

茨城県報

第7174号

昭和58年9月5日

月曜日

目次

告示

	ページ
●有害図書の指定(総合県民室)	1
●救急診療所の申出の撤回(医療整備課)	2
●結核予防法に基づく医療機関の指定(保健予防課)	2
●共同漁業及び区画漁業の免許(漁政課)	3
●新規土地改良事業の審査(2件)(農地管理課)	5
●道路の区域変更(道路維持課)	5
●土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	6
●土地区画整理組合の解散認可(2件)(")	7
●茨城県収入証紙売りさばき人の指定(出納第一課)	7
●土地改良法に基づく換地処分(土地改良事務所)	7

(選挙管理委員会)

●土地改良区の総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会	8
----------------------------------	---

公告

●土地立ち入り測量(用地課)	8
●開発行為の工事完了(建築指導課)	8
●道路位置の指定(")	9
●道路位置の指定の廃止(")	9

告示

茨城県告示第1250号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書として次のものを指定する。

昭和58年9月5日

番号	誌名	茨城県知事 竹内 藤男	発行所
43	ギャルズアクション	10月号	考友社出版
44	ピンキー・アダルト PINKY ADULT 83	"	"
45	月刊・ボツキー	"	コバルト社
46	ザ・ギャング THE GANG	"	サン出版社

47	シ ネ マ ロ ード	"	"
48	ス タ ッ グ S T A G	"	"
49	セクシーアクション	"	"
50	漫画 ピンクタイム	"	三 和 出 版 社
51	グッド コミツク	"	少 年 画 報 社
52	別冊グッドコミツク 〔情炎悶之妻〕	"	"
53	エ ロ ス の 部 屋	"	新 和 出 版 社
54	漫画 ザ・ターボ	"	セ ブ ン 新 社
55	漫画 カ ル メ ン	"	綜 合 図 書
56	漫画 ボ ン	"	大 都 社
57	ハード HARD ギヤル	"	チヤンスコミツク社
58	漫画エロスデラツクス (増 刊 号)	"	司 書 房
59	漫画 エロチスト	"	東 京 三 世 社
60	ウ ル フ ガ イ G U Y	"	"

茨城県告示第1251号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定に基づき、救急診療所として認定した次の医療機関は、その申出を撤回したので、同省令第2条の規定により告示する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

名 称 所 在 地

桜 井 外 科 医 院 水戸市上水戸2-8-27

茨城県告示第1252号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次の医療機関を指定したので公示する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

(指 定)

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
みと南ヶ丘病院	水戸市元吉田町吉沢裏1057-1	佐 藤 駿 吾	58. 8. 18

茨城県告示第1253号

昭和58年 9 月 1 日付けで霞ヶ浦北浦海区における共同漁業及び区画漁業を漁業法 (昭和24年法律第267号) 第10条の規定により、次のとおり免許した。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 共 同 漁 業

免 許 番 号	漁 業 権 者		備 考
	住 所	氏 名	
霞北共第 1 号	土浦市真鍋 5 丁目17番26号	土浦市漁業協同組合 ほか 1 組合	土浦第一漁業協同組合 と共同免許
霞北共第 2 号	土浦市沖宿町139番地	土浦第一漁業協同組合 ほか 1 組合	土浦市漁業協同組合 と共同免許
霞北共第 3 号	新治郡出島村大字坂1938番地	出島村漁業協同組合	
霞北共第 4 号	新治郡玉里村大字高崎787番地	田余漁業協同組合 ほか 1 組合	新治玉川漁業協同組合 と共同免許
霞北共第 5 号	行方郡玉造町字上宿甲125番地 8	玉造漁業協同組合 ほか 1 組合	高浜入漁業協同組合 と共同免許
霞北共第 6 号	行方郡玉造町字上宿甲125番地 8	玉造漁業協同組合	
霞北共第 7 号	行方郡麻生町大字麻生 163番地の 1	麻生町漁業協同組合 ほか 5 組合	行方漁業協同組合 小高漁業共同組合 牛堀町漁業協同組合 本新島漁業協同組合 浮島漁業協同組合と 共同免許
霞北共第 8 号	稲敷郡桜川村大字浮島5020番地	浮島漁業協同組合	
霞北共第 9 号	稲敷郡桜川村大字古渡497番地	古渡漁業協同組合 ほか 1 組合	古渡浦漁業協同組合 と共同免許
霞北共第 10 号	稲敷郡美浦村大字木原582番地	美浦村漁業協同組合 ほか 1 組合	美浦村安中漁業協同 組合と共同免許
霞北共第 11 号	稲敷郡阿見町大字阿見4667の 1	阿見町漁業協同組合	
霞北共第 12 号	行方郡潮来町大字延方乙 1942番地	潮来町漁業協同組合	
霞北共第 13 号	行方郡麻生町白浜175番地	大和漁業協同組合	
霞北共第 14 号	行方郡北浦村山田1157番地	北浦村漁業協同組合	
霞北共第 15 号	鹿島郡大洋村大字江川319番地	大洋漁業協同組合 ほか 1 組合	鉾田町漁業協同組合 と共同免許

霞北共第 16 号	鹿島郡大野村武井346番地	大野北浦漁業協同組合	
霞北共第 17 号	鹿島郡鹿島町沼尾 9 番地 2	鹿島町漁業協同組合	
霞北共第 18 号	行方郡潮来町大字延方乙 1942番地	潮来町漁業協同組合 ほか 1 組合	常陸川漁業協同組合 と共同免許

2 区 画 漁 業

免 許 番 号	漁 業 権 者		備 考
	住 所	氏 名	
霞北区第 364 号	行方郡玉造町大字羽生98番地	高浜入漁業協同組合 ほか 1 組合	玉造漁業協同組合と 共同免許
霞北区第 365 号	行方郡玉造町字上宿甲125番地 8	玉造漁業協同組合	
霞北区第 366 号	行方郡玉造町大字羽生98番地	高浜入漁業協同組合	
霞北区第 367 号	行方郡玉造町大字羽生98番地	高浜入漁業協同組合	
霞北区第 109 号	土浦市東真鍋町 2 番 5 号	霞ヶ浦淡水真珠株式会社	
霞北区第 118 号	土浦市東真鍋町 2 番 5 号	霞ヶ浦淡水真珠株式会社	
霞北区第 111 号	新治郡出島村加茂3385番地	戸田真珠有限会社 ほか 3 名	清和真珠株式会社 大湖真珠株式会社 浮島養殖組合と共同 免許
霞北区第 112 号	稲敷郡東村幸田2578番地	大湖真珠株式会社 ほか 1 名	浮島養殖組合と共同 免許
霞北区第 113 号	土浦市大字中高津1008番地の96	和光真珠株式会社 ほか 1 名	柳瀬パールと共同免 許
霞北区第 115 号	新治郡玉里村大字下玉里	石川 倫雄 ほか13名	
霞北区第 117 号	東茨城郡小川町大字小川 1354番地の 3	渡辺 豊吉 ほか 9 名	
霞北区第 1 号	土浦市真鍋 5 丁目 1 番25号	金 塚 誠	

3 免許の内容、制限又は条件及び存続期間は昭和58年 7 月18日茨城県告示第1084号で公示した内容と同じである。

~~~~~

**茨城県告示第1254号**

谷田部町長沼尻民平から昭和58年 7 月27日付けで認可申請のあつた西岡地区土地改良事業は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

西岡地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 9 月12日から昭和58年10月 3 日まで

3 縦 覧 の 場 所 谷田部町役場

---

**茨城県告示第1255号**

東茨城郡御前山村大字野口平1126番地長山竜一ほか24名から昭和58年 7 月16日付けで認可申請のあつた間々地区土地改良事業（共同施行）は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公示し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

(ア) 間々地区土地改良事業共同施行規約の写し

(イ) 間々地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和58年 9 月12日から昭和58年10月 3 日まで

3 縦 覧 の 場 所 御前山村役場

---

**茨城県告示第1256号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和58年 9 月 5 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 路線名       | 道 路 の 区 域                    | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員    |                | 延 長      | 摘 要                                            |  |
|-----------|------------------------------|----------|----------|----------------|----------|------------------------------------------------|--|
| 県道水戸鉾田佐原線 | 鹿島郡鉾田町大字鉾田字中根<br>1264番イ地先から  | 旧        | メートル     | メートル           |          |                                                |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字串挽字新道<br>888番地先まで    |          | 最大<br>最小 | 28.00<br>6.00  | 2,322.60 |                                                |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字鉾田字中根<br>1264番イ地先から  | 新        | 最大<br>最小 | 28.00<br>6.00  | 2,322.60 | 道路改良工事<br>による区域変<br>更                          |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字串挽字新道<br>888番地先まで    |          |          |                |          |                                                |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字塔ヶ崎字古川<br>1016番1地先から |          | 最大<br>最小 | 56.00<br>17.00 | 1,512.00 |                                                |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字串挽字新道<br>888番地先まで    |          |          |                |          |                                                |  |
| 県道島並鉾田線   | 鹿島郡鉾田町大字串挽字後山<br>880番地先から    | 旧        | 最大<br>最小 | 6.00<br>4.00   | 67.00    |                                                |  |
|           | 鹿島郡鉾田町大字串挽字後山<br>888番地先まで    | 新        | 最大<br>最小 | 8.00<br>6.00   | 67.00    | 県道水戸鉾田<br>佐原線の道路<br>改良工事に伴<br>う拡幅工事に<br>よる区域変更 |  |
|           |                              |          |          |                |          |                                                |  |

## 茨城県告示第1257号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により大洗吹上土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和58年9月5日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 組 合 の 名 称 大洗吹上土地区画整理組合
- 事 業 施 行 期 間 昭和55年7月3日から昭和59年3月31日まで
- 施 行 地 区  
東茨城郡大洗町磯浜町字吹上, 字根本, 字吹上ハサマ, 字狭間, 字竹ノ下の各一部
- 事務所の所在地  
東茨城郡大洗町磯浜町6881番地の275  
大洗町役場都市計画課内
- 設立認可の年月日  
昭和55年7月3日
- 変更の主な内容 道路, 公園の面積変更, 宅地, 保留地の面積変更, 資金計画の変更
- 変更認可の年月日  
昭和58年9月5日

**茨城県告示第1258号**

土地地区画整理法 (昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定に基づき芝原北土地地区画整理組合の解散について認可したから告示する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1259号**

土地地区画整理法 (昭和29年法律第 119 号) 第45条第 4 項の規定に基づき上大徳土地地区画整理組合の解散について認可したから告示する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第1260号**

茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第 5 条第 2 項の規定により、次の者を売りさばき人に指定した。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 指 定 年 月 日 昭和58年 8 月 29日

2 売りさばき人の住所及び氏名

(1) 水戸市城東 1 丁目 5 番 47号

合資会社森嶋酒店 代表社員 森 嶋 宏

(2) 水戸市元吉田町1562― 6

鬼 沢 輝 子

(3) 古河市本町 4 丁目 6 番 1 号

並 木 武

(4) 鹿島郡鹿島町沼尾439

横 田 京 子

---

**茨城県告示第1261号**

土地改良法 (昭和24年法律第 195 号) 第89条の 2 第 9 項の規定に基づき、県営土地改良事業稲荷地区第 1 工区に係る換地処分をした。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 黒 鳥 和 弥

---

## (選 挙 管 理 委 員 会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第70号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第5条第1項の規定により、真崎浦土地改良区の総代選挙の事務を管理する選挙管理委員会を次のとおり指定する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八 木 下 繁 一

東海村選挙管理委員会

---

公 告

---

## ●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県
- 3 事業の種類 県道結城下妻線交通安全施設工事
- 2 立ち入ろうとする土地の区域  
下妻市大字黒駒字本町地内  
" 大字半谷字芝山地内  
" 大字柴字入芝地内
- 4 立ち入ろうとする期間  
昭和58年 9 月20日から昭和58年11月30日まで

## ●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の地域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
竜ヶ崎市大徳町字上土井耕地652の1, 652の4, 652の5
- 2 事業主の住所及び氏名  
竜ヶ崎市大徳町871  
小 泉 正 雄

## ●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                          |                              | 道 路 の 位 置                                                 | 道路幅員及び延長     |               |
|----------------|--------------|--------------------------------|------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                |              | 氏 名                            | 住 所                          |                                                           | 幅 員          | 延 長           |
| 竜土木指令<br>第601号 | 58. 8. 19    | 丸藤建設<br>株式会社<br>代表取締役<br>吉田 福寿 | 北相馬郡藤代町<br>宮和田400番地の<br>2    | 北相馬郡藤代町柵木字<br>柵木2502の 1, 2502の<br>2, 2502の17, 2502の<br>18 | メートル<br>4.00 | メートル<br>38.00 |
| "<br>第619号     | 58. 8. 22    | 野原 良雄                          | 稲敷郡茎崎町高<br>見原 2 丁目 8 の<br>22 | 稲敷郡茎崎町高見原 2<br>丁目 7 の51, 7 の52                            | 4.00         | 23.11         |

## ●道路位置の指定の廃止

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けた道路を次のとおり廃止した。

昭和58年 9 月 5 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 廃 止 年 月 日                | 申 請 者                          |                            | 廃止した道路の位置               | 廃止した道路の<br>幅員及び延長 |               |
|--------------------------|--------------------------------|----------------------------|-------------------------|-------------------|---------------|
|                          | 氏 名                            | 住 所                        |                         | 幅 員               | 延 長           |
| 竜土木指令 第602号<br>58. 8. 19 | 丸藤建設<br>株式会社<br>代表取締役<br>吉田 福寿 | 北相馬郡藤代町<br>宮和田400番地<br>の 2 | 北相馬郡藤代町柵木字<br>柵木2502の 2 | メートル<br>4.00      | メートル<br>34.50 |

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

# 茨 城 県 報

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部総務課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 2, 0 0 0 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所